

当座勘定規定改定新旧対照表

1. 当座勘定規定（一般）

改定前	改定後
<p>第8条（<u>小切手、手形の支払</u>）</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には小切手を使用してください。</p>	<p>第8条（<u>当座勘定の払戻し</u>）</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 当座勘定の払戻しの場合には小切手<u>または当行所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>④ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ提出してください。また、払戻しに際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行なうことはできません。</u></p>
<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p>	<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類等につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p>

2. 当座勘定規定（個人当座用）

改定前	改定後
<p>第8条（<u>小切手、手形の支払</u>）</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。</p>	<p>第8条（<u>当座勘定の払戻し</u>）</p> <p>① 略</p> <p>② 略</p> <p>③ 略</p> <p>④ 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手、<u>または当行所定の預金払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>⑤ <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ提出してください。また、払戻しに際して、当行所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行なうことはできません。</u></p>
<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>第18条（印鑑照合等）</p> <p>① 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みます）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>